

みんなで確認 危険箇所 みんなで防ごう 冬期災害

平成30年度

# 冬の労災をなくそう運動

# 労災



実施期間

平成30年12月15日～平成31年2月15日



主唱 山形労働局・労働基準監督署（厚生労働省）

# 平成30年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）

## 趣 旨（要旨）

積雪寒冷地である山形県は、12月頃から3月頃までの冬期間、低温や降雪・強い季節風等により、凍結や積雪による転倒災害や交通事故など冬期特有の労働災害（以下「冬期型災害」という。）が多発することから、「冬の労災をなくそう運動」（運動期間：平成30年12月15日から平成31年2月15日まで）を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組みを行うものです。

## 事業場の重点実施事項（抜粋）

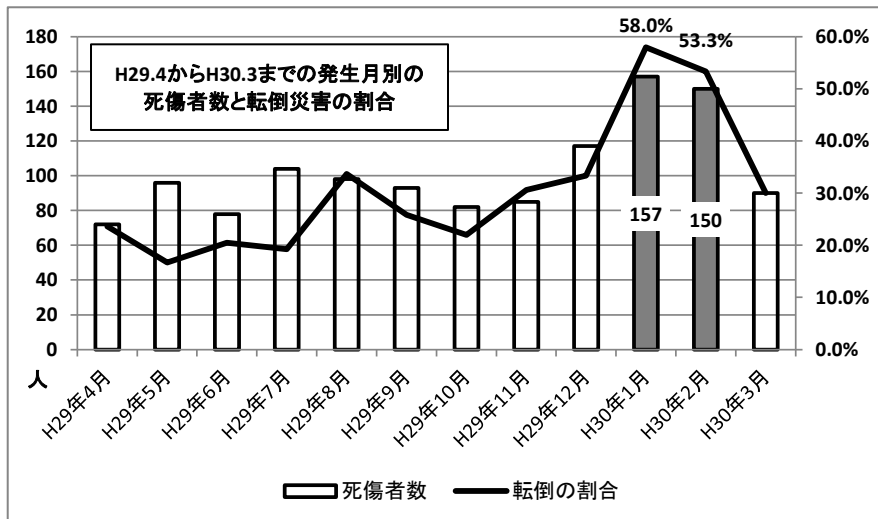
- ① 過去の冬期型災害発生場所、凍結・融雪を繰り返す特に滑りやすい状態になる場所を予め把握すること。（屋外通路や駐車場など）
- ② 前記①に基づく「転倒危険マップ」等を作成し、「危険の見える化」を図り、関係労働者に周知すること。
- ③ 大雪、低温等に関する気象情報を掲示するなど労働者に注意喚起すること。
- ④ 必要に応じ屋外通路の除雪、融雪剤の散布（屋外及び屋外に通じる階段への滑り止めや凍結防止を含む）などを実施し、労働者が安全に歩行できる通路を確保するとともに労働者に安全な通路の歩行を指導すること。

## 事業場のその他の実施事項（抜粋）

- ① 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
  - (ア) 滑りにくい履物の着用の徹底及び滑り防止用アタッチメントの使用の推奨等。(イ) 上着やズボンのポケットなどに手を入れたまま歩行しないことの指導。(ウ) 凍結した路面等でのすり足歩行等の呼掛け。(エ) 凍結路面などでの荷の運搬方法・作業方法の見直し。(オ) 凍結のおそれのある屋内通路や作業場所での凍結防止対策の実施。（温風機の設置等）
- ② 中高年層労働者対策
  - 中高年層（50歳以上）労働者に対し、運動機能の低下等により転倒等の危険性が特に高くなっていることの呼掛け。
- ③ 気象情報の活用によるリスク低減の実施
  - (ア) 大雪、低温等に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築。(イ) 警報・注意報発令時の対応マニュアルの作成及び周知。(ウ) 気象状況に応じた出張計画及び作業計画等の見直しの実施。
- ④ 屋外作業における対策の実施
  - (ア) 大雪や吹雪等悪天候時の作業中止。(イ) 重機等運転席への暖房設備の設置及び無線機等の備付け。(ウ) 作業通路等の路肩へのスノーポール等の設置。(エ) 重機等誘導者に運転者が容易に認識できる色彩の服装の着用。
- ⑤ 交通労働災害防止対策の徹底
  - (ア) 冬期用タイヤの早めの装着及び磨耗状況の随時点検。(イ) 所要時間、制限速度等を考慮した無理のない運転計画の作成。(ウ) 「冬道の安全運転5則」（山形県警察本部「交通安全のしおり」）に基づく運転の励行。(エ) 自動車乗降時、足元の凍結・積雪状況の確認の励行。
- ⑥ 雪下ろし・除雪作業等における安全対策の実施
  - (ア) 作業前の作業場所状況の確認及び作業手順の作成並びに関係者への周知。(イ) 親綱等の設置、墜落制止用器具（安全帯）の確実な使用。(ウ) 保護帽（墜落時保護用）の着用。(エ) 昇降用はしごについて、十分な長さのものの使用の徹底。(オ) 複数での作業実施及び上下同時作業の禁止。(カ) 落雪の危険場所への「立入禁止措置」の徹底。(キ) 除雪機械等による除排雪作業にかかる作業計画の作成及び関係者への周知。なお、作業計画に除排雪作業時の合図等による接触防止措置、トラブル発生時（雪や氷詰まりなど）の運転停止と作業再開時の安全確認の徹底、除雪用機械移送時の作業手順を盛込むこと。
- ⑦ 一酸化炭素中毒の予防対策
  - (ア) 自然換気が不十分な場所での内燃機関、練炭コンロ等の原則使用禁止。(イ) やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合、CO濃度測定、換気等、CO中毒防止のためのガイドライン等に沿った安全対策の実施。(ウ) 燃焼式暖房器具使用時の換気の徹底。
- ⑧ 雪崩災害防止対策の徹底
  - (ア) 雪崩発生危険場所の事前調査の実施。(イ) 気象情報の把握（大雪大雨・気温の上昇など急激な天候変化の直後の作業中止の判断）(ウ) 過去の雪崩発生場所など雪崩危険箇所への監視人の配置による積雪面の観察。(エ) 救助と蘇生方法の周知。(オ) その他（山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（H13.11策定）に基づく対策の実施）

## 冬期間は転倒災害が急増！

### 凍結危険個所の事前把握と危険マップの作成で危険の共有化（危険の見える化）を！



**【ポイント】**  
冬期間（特に1月2月）は、労働災害が多発します。特に転倒による災害の割合が半数を超えています。冬期間は、降雪や凍結路面の影響で、歩行中転倒し骨折するなど重傷化する労働災害が多発します。

棒グラフ（左軸）は、各月の死傷者数（休業4日以上）。折れ線グラフ（右軸）は、うち転倒による死傷者数の割合。

山形労働局健康安全課

023-624-8223

米沢労働基準監督署

0238-23-7120

山形労働基準監督署

023-624-6211

新庄労働基準監督署

0233-22-0227

庄内労働基準監督署

0235-22-0714

村山労働基準監督署

0237-55-2815